

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～電子契約～ 契約書もいよいよデジタル化

「電子契約」 領収書も請求書も、契約書もデジタル化推進
知れば、超便利！ というか使わないと置いてきぼりに！！

○電子契約

電子帳簿保存法とは、ちょっと違いますね。

電子契約は、「紙」ではなく、電子データのやり取りだけで契約締結となります。

紙に朱肉の押印がある契約書との違いは、単純に紙か電子データかということでしょうか。

紙の契約書は、「原本」があって、その保管が大変です。一方、電子契約書となると、原本とか写しという区別はありません。

電子契約も契約書を印刷することができますが印刷物が「契約書」というわけではありません。少し難しいですが、電子は便利です。

電子契約は、目に見える「紙」ではなく、電子データを使って、つまりオンラインで契約ができるということで、紙の印刷、郵送、確認押印して返送という手間がかからず手続きを進めることができるという優れものです。

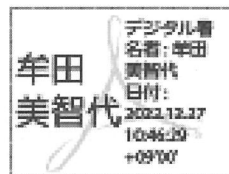
契約までの手間、印紙代…紙ではなく電子ですから印紙代は不要です、また保管やその後の検索も楽ですね。

○電子契約に必要なもの

いつ、誰と誰が契約したのか。いつは「タイムスタンプ」、誰と誰は「電子サイン」が紙の日付と記名押印に代わります。タイムスタンプはイメージできそうですね。例えば、税申告等は電子申請が主流になり、電子申告の受付の年月日、時間が記されています。電子サインは、電子署

名が実印で電子証明書が印鑑証明書のようなものです。

これは、法人設立の際、電子申請にて定款認証を行ったもので、わたくしの行政書士の電子証明書です。(600桁の英数字で構成されているそうです。)定款の最後に記名押印の代わりに印刷されています。ちなみに、「紙」での定款認証には、公証役場に4万円の収入印紙が必要になりますが、電子証明書をつけての「電子申請」なら印紙代4万円も不要です。ちょっと電子契約とは違いますが、同じようなイメージです。



○デジタル化推進

最初に、電子サインやタイムスタンプなど用意する必要がありますが、紙と違って

- ・印刷も不要
- ・紙に押印して行ったり来たりも不要
- ・収入印紙まで不要

管理も楽で安心！ やらない手はありませんね。

○頼ってみましょう 税理士・行政書士

さて、電子サインやタイムスタンプ取得は簡単！というもののメーカーや金額も様々でどう選んだらいいのか迷われるのではないのでしょうか。

インボイスや電子帳簿保存法等で税理士の先生にご相談されることも多いと思います。また、許認可関係の行政書士も身近におられると思います。頼ってみましょう。

一度スタートしたら契約書のイメージが変わりますよ。